(二)　推進機関は、その目的を達成するため、次の業務等を行うこととした。（第二八条の四〇関係）

(1)　会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視

(2)　第二八条の四四第一項の規定による指示

(3)　送配電等業務（一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下「送配電等業務指針」という。）の策定

(4)　第二九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付

(5)　送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務

(6)　送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決

(7)　送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整

(三)　推進機関はその業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができることとし、会員は、業務規程で定めるところにより、推進機関に対し、推進機関が行う第二八条の四〇第一号に掲げる業務の遂行に必要な情報として業務規程で定めるものを提供しなければならないこととした。（第二八条の四二及び第二八条の四三関係）

(四)　推進機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化した場合等において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとることを指示することができることとした。（第二八条の四四関係）

(五)　送配電等業務指針には、一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項等を定めることとし、送配電等業務指針は経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じないものとすることとした。（第二八条の四五及び第二八条の四六関係）

(六)　推進機関の財務及び会計、経済産業大臣の推進機関に対する監督命令並びに推進機関の解散に関する所要の規定を整備することとした。（第二八条の四七～第二八条の五二関係）

4　供給計画に係る規定の見直し

(一)　電気事業者は、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならないこととした。（第二九条第一項関係）

(二)　推進機関は、電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に、経済産業大臣に送付しなければならないこととした。（第二九条第二項関係）

5　監督に係る規定の見直し

(一)　経済産業大臣は、電気事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益を阻害している等と認めるときは、電気事業者に対し、その電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができることとした。（第三〇条関係）

(二)　経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは電気事業者に対し、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために必要な措置をとること等を命ずることができることとした。（第三一条第一項関係）

(三)　経済産業大臣は、2の措置を講じてもなお電気の安定供給を確保することが困難であると認められる場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、卸供給事業者に対し、電気の安定供給を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる等の所要の規定を整備することとした。（第三一条第二項～第三一条第四項関係）

6　送配電等業務支援機関に係る規定の削除

送配電等業務支援機関に係る規定を削除することとした。（旧第六章関係）

7　その他

(一)　電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置について定めることとした。（附則第一一条関係）

(二)　その他所要の規定を整備することとした。

8　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年六月以内の政令で定める日から施行することとした。

◇海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（法律第七五号）（国土交通省）

1　総則

この法律の趣旨及び主な用語の定義に関する規定を設けることとした。（第一条及び第二条関係）

2　特定警備実施要領

国土交通大臣は、特定警備がその目的の達成に必要な範囲内において適正に実施されることを確保するために遵守すべき事項を定めた特定警備実施要領を策定することとした。（第三条関係）

3　特定警備計画の認定

特定日本船舶の所有者は、特定警備に関する計画（以下「特定警備計画」という。）を船舶ごとに作成し、国土交通大臣の認定を受けることができることとし、所要の規定を設けることとした。（第四条～第六条関係）

4　特定警備に従事する者の確認等

3の認定を受けた者（以下「認定船舶所有者」という。）は、認定に係る特定警備計画（以下「認定計画」という。）に記載された特定警備を実施する事業者に雇用されている特定警備に従事する者が、一定の要件に適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならない等の所要の規定を設けることとした。（第七条～第一〇条関係）

5　特定警備の実施等

(一)　特定警備の適正な実施について、所要の規定を設けることとした。（第一一条及び第一二条関係）

(二)　認定船舶所有者は、航海ごとに、特定警備の実施に関する計画を作成し、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第一三条関係）

(三)　4の確認を受けた特定警備に従事する者（以下「確認特定警備従事者」という。）は、認定計画に係る特定警備に従事するため特定日本船舶に乗船している場合には、海賊多発海域内に限り、小銃及び実包（以下「小銃等」という。）を所持することができることとし、船長は、小銃等を保管のため所持することができることとした。（第一四条関係）

(四)　確認特定警備従事者は、小銃等の積卸し時並びに(五)、(六)及び(八)の場合を除き、小銃等を携帯してはならず、(五)、(六)及び(八)の場合を除き、小銃を発射してはならないこととした。（第一五条第一項及び第二項関係）

(五)　確認特定警備従事者は、海賊多発海域において、最小限度の範囲に限り、海面に向けて小銃を試験的に発射することができることとした。（第一五条第三項関係）

(六)　確認特定警備従事者は、海賊多発海域において、海賊行為をする目的で船舶を航行させて特定日本船舶に著しく接近する行為等の制止に当たり、当該行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず当該行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないときには、警告を行うために合理的に必要な限度で、上空若しくは海面に向けた小銃の発射等ができることとした。（第一五条第四項関係）

(七)　確認特定警備従事者は、(五)又は(六)の場合には、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならないこととした。（第一五条第五項関係）

(八)　確認特定警備従事者は、(六)の場合において、自己等の生命又は身体を防護するためやむを得ないときは、事態に応じ合理的に必要な限度で小銃を使用することができることとし、刑法第三六条又は第三七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないこととした。（第一五条第六項及び第七項関係）

(九)　確認特定警備従事者は、発射時を除き、小銃に実包を装塡してはならないこととした。（第一五条第八項関係）